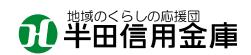
「退職金・相続金専用 ゆとり プラス」(定期預金と投資信託のセット商品)説明書

1. 商品名		・「退職金・相続金専用 ゆとり プラス」(定期預金と投資信託のセット商品)
2. 取扱対象		・個人の方で、退職金または相続金の確認資料の提示ができる方。
		(退職金については「退職所得の源泉徴収票」「振込等により退職金の確認
		ができる書類」等により確認させていただきます。
		相続金については「遺産分割協議書の写し」「相続依頼書の写し」等により確
		認させていただきます。)
		・退職金または相続金の受取日から1年以内に限ります。
3. 期間		・定期預金1年(自動継続扱)
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・定期預金 100万円以上退職金または相続金の範囲内
	(3)預入単位	・1円単位
5. 投資信託申込金額		・100万円以上(複数の投資信託でも可能です。)
6. 払戻方法		・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息	(1)適用金利	・固定金利 預入時に下記の利率を初回満期日まで適用します。
		1年0. 35%(税引後0. 278%)
		以後、自動継続時には店頭表示金利を適用します。店頭表示金利について
		は、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧
		いただくか、窓口へご照会ください。
		【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp】
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
8. 税金		・お利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20. 315%(国税
		15. 315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用
		の場合は除きます。)
9. 取扱期間		・2024年10月1日(火)~2025年3月31日(月)
10. 付加できる 特約事項		・マル優の取扱いができます。
		・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定
		利率に0.5%上乗せした利率)
11. 中途解約時の 取扱い		・解約日における普通預金利率を期限前解約利率とし、期限前解約利率および
		預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに
		お支払いします。
12. 苦情処理措置		・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17
		時、電話:0120-8040-19)にお申し出ください。

## •愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁 護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等 で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上 記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出く 13. 紛争 ださい。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 解決措置 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際に は、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議 システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛 争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様 相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 ・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1.000万円までと その利息が預金保険制度により保護されます。 14. その他 上記以外の取扱につきましては、「定期預金共通規定」によりお取扱いいたします。 参考と ・自動継続後の取扱につきましては、「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いいた なる事項 します。 ・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。 対象となる投資信託は、購入時手数料のないファンドを除く当金庫取扱投資信託です。 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ・当庫で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ・当庫は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。 ・投資信託は、信託財産に組み入れた有価証券等の価格下落や発行者の信用状態の悪化お よび金利・為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがありま す。詳しくは、各商品の最新の交付目論見書などをご確認ください。 ・投資信託の手数料・信託報酬などは以下のとおりです。これらの手数料などはファンド・お申 込金額などにより異なり、具体的な金額・計算方法を記載することができませんので、「はん しん投資信託商品ラインアップ」や重要情報シートならびに各商品の最新の交付目論見書な どでご確認ください。 15. (1)購入時 : お申込手数料がかかるファンドがあります。また、お申込手数料には消費税がか 留意事項 かります。 (2)保有時 : 信託報酬が日々信託財産から差し引かれるほか、監査費用・有価証券売買委託 手数料・外国における保管費用等も差し引かれます。 (3)換金時 : 信託財産留保額が基準価額から差し引かれるファンドもあります。 ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。 ・投資信託の取得のお申込みに関してクーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。 ・投資信託のご購入の際は、当庫担当者から最新の交付目論見書・目論見書補完書面・重要 情報シートなどに基づき、商品内容・リスク・費用などについてご説明いたしますので、商品 内容をご理解のうえ、ご自身で投資の判断をしてください。 ・最新の交付目論見書等は、当庫の投資信託取扱店窓口にご用意しています。 ・当資料は当金庫が独自に作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありま



せん。

商号等∶半田信用金庫

登録金融機関:東海財務局長(登金)第62号